

令和4年度 第1回北栄町環境審議会

日 時 令和4年7月25日(月) 午前9時～
場 所 大栄農村環境改善センター 2階 大会議室

= 日 程 =

1 開 会

2 会長及び副会長の選出

3 議 事

- (1) 北栄町環境審議会について
- (2) クリーンランドほうき管理委員会委員の選任について
- (3) 北栄町脱炭素ロードマップについて
- (4) 今年度のスケジュール(案)について
- (5) その他

4 その他

- (1) 新たな一般廃棄物処理システムの基本構想検討委員会委員の選任について
発注者：鳥取中部ふるさと広域連合
優先交渉権者：復建調査設計(株) 倉吉事務所

5 閉 会

《資 料》

- ・北栄町環境審議会について・・・資料1
- ・クリーンランドほうき管理委員会について・・・資料2
- ・北栄町脱炭素ロードマップについて・・・資料3
- ・今年度のスケジュール(案)について・・・資料4
- ・新たな一般廃棄物処理システムの基本構想検討業務について・・・資料5

北栄町環境審議会 委員名簿

【委嘱期間】 令和4年6月1日～令和6年5月31日

職 名	区 分	所 属	氏 名
	学識経験者	NPO 法人 ECO フューチャーとっとり	山本 ルリコ
	学識経験者	北栄町自治会長会	山涌 範章
	学識経験者	北栄町教育委員会	徳岡 幸裕
	学識経験者	鳥取中央農業協同組合	石井 通人
	学識経験者	北栄町商工会	蔵増 幹夫
	学識経験者	北栄町女性団体連絡協議会	脇坂 みどり
	学識経験者	ほほえみ会	奥田 よしの子
	町民代表		上榎 勇
	町民代表		菱井 啓子
	町民代表		山本 美樹

(敬称略)

事 務 局	環境エネルギー課 課長	杉本 裕史
	環境エネルギー課 生活環境室長	岩本 雅志
	環境エネルギー課 地域エネルギー推進室長	山本 幸司
	環境エネルギー課 地域エネルギー推進室主幹	手嶋 仁美

北栄町環境審議会について

◇環境審議会とは

- ・北栄町環境基本条例（平成18年北栄町条例第40号）第24条に基づく町の附属機関。
- ・委員は10人以内で組織され、町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。（任期は2年間）

◇北栄町環境基本条例（抜粋）

第4章 環境審議会 （設置）

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき北栄町環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項
- (2) 町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

（組織）

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席要求）

第29条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第30条 審議会に専門の事項を研究討論するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（庶務）

第31条 審議会の庶務は、環境エネルギー課において処理する。

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定において、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、北栄町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

◇環境基本法(抜粋)

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

○クリーンランドほうき管理委員会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 鳥取中部ふるさと広域連合(以下「連合」という。)が設置した一般廃棄物最終処分場クリーンランドほうき(以下「クリーンランド」という。)の円滑な運営を図るため「クリーンランドほうき管理委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 この委員会は、前条の目的を達成するため、必要な調査及び協議を行う。

- 2 次条第1項第1号に基づく関係自治会長の信託及び前条に定めるクリーンランドの円滑な運営を図る目的に基づき、クリーンランドを設置した連合と、クリーンランドの操業に係る環境保全に関する環境保全協定書を締結する。
- 3 前項の環境保全協定書に基づき連合から報告を受けた環境測定の結果について、その状況を審議検討する。

(委員会)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、委員は、次の各号に掲げる者を持って組織し、町長が委嘱する。

- (1) 関係自治会
- (2) 北栄町議会議員
- (3) 北栄町環境審議会委員
- (4) 女性団体関係者
- (5) 住民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 本委員会の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が抜けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長は、前条第1項の任期を満了した後、翌任期における第1項の互選を行うまでの間においても代理して引き続き、その任に当たる。

(会議)

第6条 委員会の会議は年1回とし、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北栄町役場に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。



一般廃棄物最終処分場 クリーンランド ほうき



鳥取中部ふるさと広域連合

ごあいさつ

私たちは、これまで大量生産・大量消費の社会の中で便利さや快適さを追求してきましたが、そのことが一方で様々な環境問題を引き起こしています。

地球規模の温暖化や公害、不法投棄などの問題だけではなく、廃棄物の大量廃棄による最終処分場のひっ迫も今日の大きな課題の一つです。

一般廃棄物最終処分場「クリーンランドほろぎ」は、地盤改良や2重の遮水シート、最新の浸出水処理施設による安全性の高い施設として整備し、景観形成においても自然環境に十分配慮された施設としております。

地元をはじめ、中部地域の皆様のご理解とご協力の下、安心安全で親しまれる施設運営に努めてまいります。

現在(令和2年)、鳥取県中部地域では、平成27年度に住民の理解と協力を得ながら、11区分による分別収集、焼却灰のリサイクルなど、ごみ減量・再資源化の取り組みを行い、最終処分立物の大幅な削減を実現してまいりました。

第1期工事については、平成15年度から埋立開始を行ってきましたが、埋立満了間近となり、平成26年度より増設工事についての事業計画等を行いました。このたび第2期工事が完了し、安定的に埋立処理することができるようになりました。

今後も、最終処分場の延命化はもとより、ごみの減量化、再資源化の推進による、清潔で住みよい生活環境の整備に努めてまいりますので、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

施設概要

事業主体 鳥取中部ふるさと広域連合
(構成市町：倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町)

施設名称 鳥取中部ふるさと広域連合一般廃棄物最終処分場
クリーンランドほろぎ
「廃棄物循環型社会基盤施設(埋立処分地施設)整備事業」

所在地 鳥取県東伯郡北栄町国坂1607番地10他

着工 (第1期工事) (第2期工事)
平成13年10月 平成30年4月

竣工 平成15年3月 令和2年8月

埋立処分場

埋立対象物 焼却残渣、不燃物残渣、粗大ごみ残渣

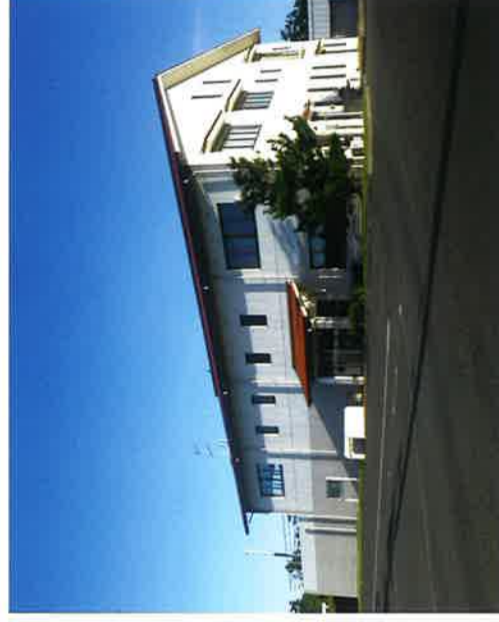
埋立方法 準好気性埋立構造 セル方式

浸出水処理方法 接触ばっ気方式 + 高度処理方法

	第1期工事	第2期工事	合計
埋立面積	17,900㎡	10,000㎡	27,900㎡
埋立容積	56,000㎡	36,000㎡	92,000㎡
浸出水処理能力	40㎡/日	160㎡/日	200㎡/日
総事業費	約28億円	約23億円	約51億円



埋立地全景



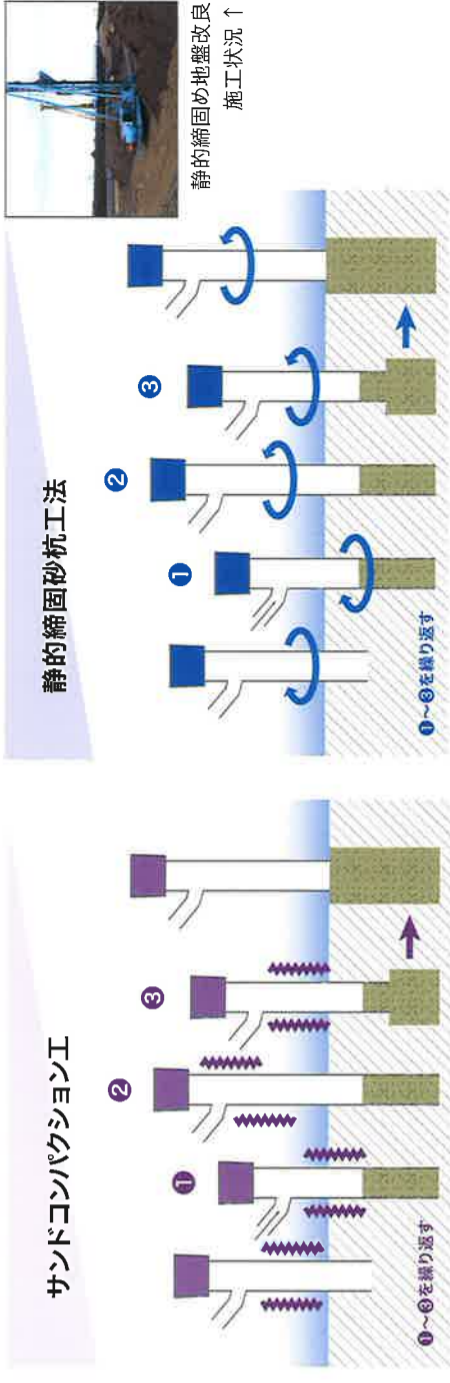
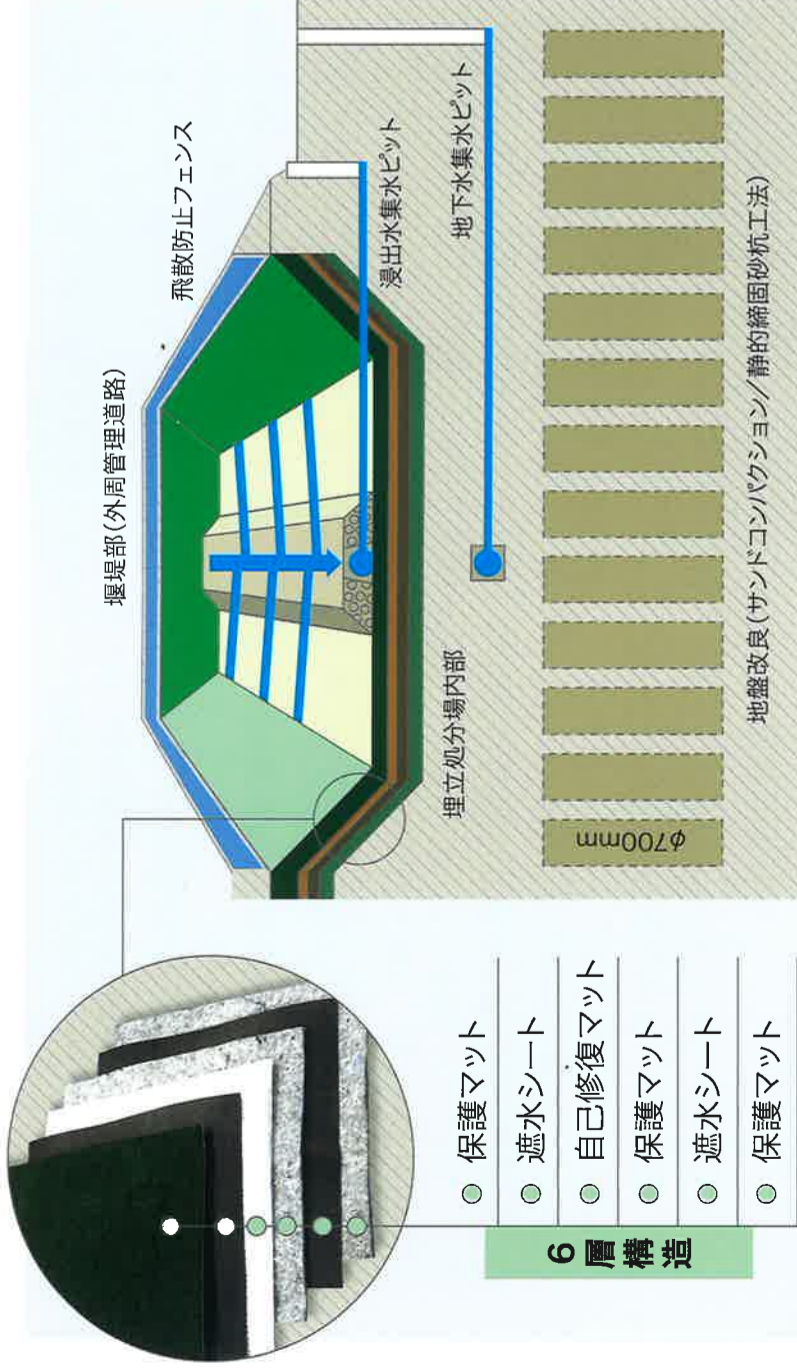
浸出水処理施設(第1期工事)



浸出水処理施設(第2期工事)

埋立処分場

地盤改良および遮水シート構造



埋立地全面に2重の遮水シート(保護マット、高密度ポリエチレンシート、自己修復マット等)を敷設することにより、浸出水による地下水汚染を防止します。また、最終処分場周囲において観測井戸を設け、定期的に地下水の水質を確認し、最終処分場による悪影響がでていないことを確認しております。

2. 安全性の高い遮水シート

1. 砂地盤の液状化対策

地盤改良により、最終処分場の基礎地盤の地中に砂杭を圧入し地盤を締固めることで、地震時に懸念される液状化現象を防ぐとともに、基礎地盤を安定させました。

3. 最新技術を導入したダイオキシン分解処理装置

浸出水中のダイオキシン類対策として、促進酸化法によるダイオキシン分解処理装置を設置しました。この装置は、浸出水中のダイオキシン類を安定的に無害な二酸化炭素、水と塩素イオンに分解し、クリーンな処理水を自然に還元します。

サンドコンパクション工とは?

サンドコンパクション工はバイブロハンマーの振動エネルギーを使用して中空管(ケーシングパイプ)を使用し、砂や碎石などを地中に圧入・拡径してよく締め固められた締固め杭を造成し、原地盤の密度を増大する工法です。

地盤の締固め・補強および圧密排水などの複数の基本原理を併せ持ち、ほとんどの土質に適用できます。

静的締固め杭工法とは?

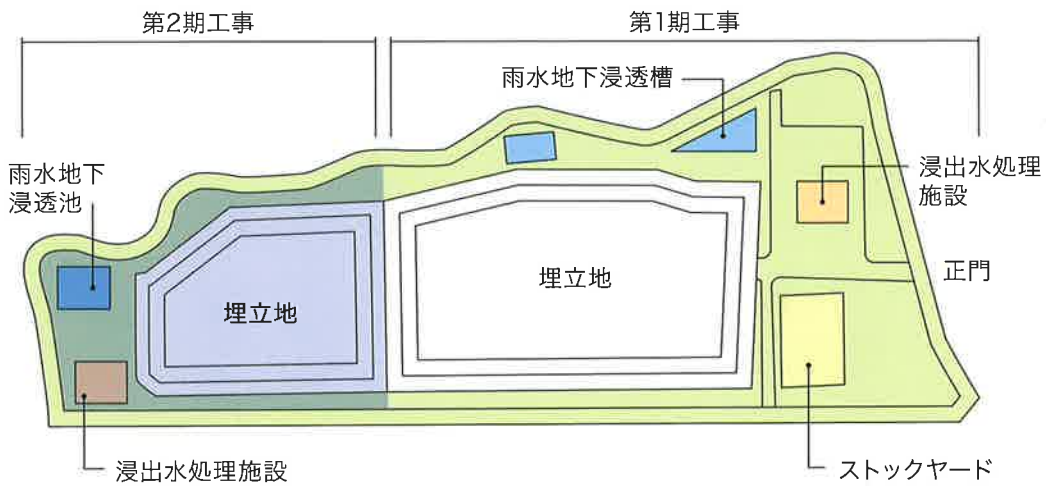
サンドコンパクションが振動エネルギーを使用するのに対して、静的エネルギーを使用するため、低騒音・低振動で施工することができます。回転駆動装置と強制貫入装置を組み合わせた回転貫入装置により、原地盤にケーシングパイプを静的に貫入させ、拡径された締固め杭を造成し、原地盤の密度を増大する工法です。

第2期工事においては、既設処分場(第1期工事)への影響を考慮し、第1期工事近傍に静的締固め杭工法を採用しました。





施設配置図



設計・施工監理 復建調査設計株式会社
 本社/広島県広島市東区光町2-10-11 TEL (082)506-1811
 倉吉事務所/鳥取県倉吉市山根540-1 TEL (0858)48-1121

施 工 JFE・熊谷・共栄・打吹特定建設工事共同企業体



鳥取中部ふるさと広域連合

〒689-2111 鳥取県東伯郡北栄町土下112番地
 TEL (0858) 36-1022 FAX (0858) 36-1016

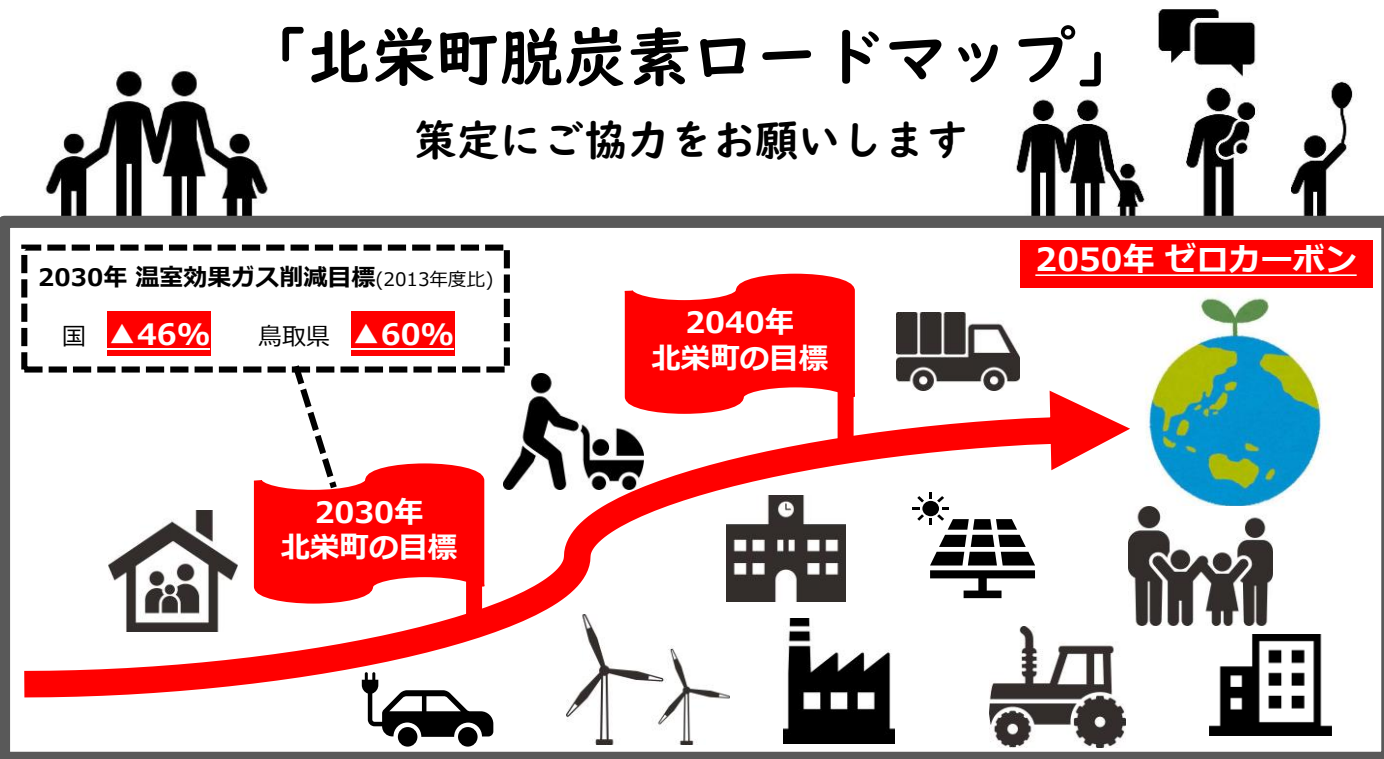
2050年 地球にやさしく、子どもから大人までいきいきと！

健康&安全&快適に暮らせる計画づくり

令和4年度

「北栄町脱炭素ロードマップ」

策定にご協力をお願いします



北栄町は2019年に「気候非常事態宣言」を表明し、政府は2020年に2050年のゼロカーボン達成（CO2排出を実質ゼロにする）を決め、2021年に法律に盛り込みました。

北栄町は今年度、2050年までにゼロカーボンを実現するための計画づくりに集中的に取り組みます。計画づくりでは、町民アンケートを実施したり、現状や将来の様々なデータを知っていただいたり、専門家の意見を聞く機会を設けたりし、町民の皆さんと一緒に話し合いを重ね、皆さんのご意見やアイデアを活かしていきます。

30年後の北栄町の計画づくりにご協力をお願いします。

月	7	8	9	10	11	12	1	2	3
脱炭素ロードマップ策定		●町民アンケート (1,000人対象) ●CO2排出量調査		●アンケート結果(町報)		●ロードマップ素案作成			●策定
ワークショップ(住民会議等)			←—————→						
パブリック・コメント									↔



ワークショップ

研修会

9

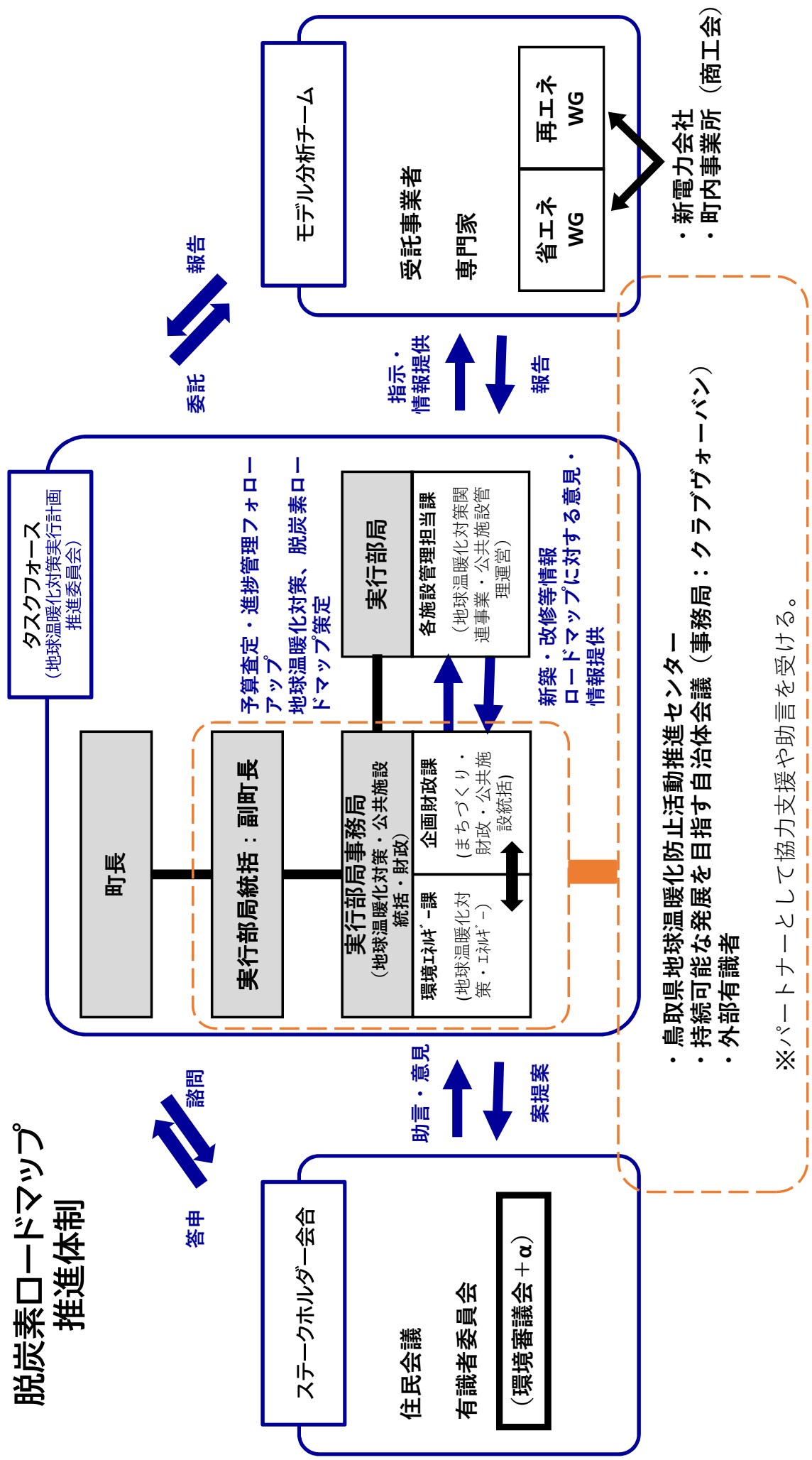


住民会議



脱炭素ロードマップ 推進体制

資料3-2



- ・鳥取県地球温暖化防止活動推進センター
- ・持続可能な発展を目指す自治体会議 (事務局：クラブゾヴァーバン)
- ・外部有識者

※パートナーとして協力支援や助言を受ける。



北栄町 2050ゼロカーボン×SDGs

参加
無料

脱炭素経営セミナー

北栄町は今年度、2050年脱炭素社会の実現に向け、町民や事業者の皆さんと一緒に脱炭素ロードマップ（計画表）を作成します。
各地の脱炭素政策支援をしている専門家を講師に迎え、脱炭素経営が持続可能なまちづくりにどう関わるのか先進事例を基に皆さんと考えるためセミナーを開催します。
SDGsやゼロカーボンが企業経営の基本だといわれる時代を迎えた今、北栄町の未来予測に基づいたSDGs戦略、カーボンプライシング、PPA制度*、地域新電力に関心のある方のご参加をお待ちしています。



講師
（一社）クラブヴォーバン
代表 村上 敦氏

日時

2022年 8月30日(火) 13:30～15:30

会場

大栄農村環境改善センター
(北栄町役場 大栄庁舎横)

日程

- 「SDGsとシュタットベルケ～地域からお金が逃げない方法～」
一般社団法人クラブヴォーバン 代表 村上 敦氏 (オンライン登壇)
- 「北栄町脱炭素ロードマップについて」北栄町環境エネルギー課
- 「脱炭素経営と地域新電力・PPA」

とっとりSDGs経営強化支援事業者 株式会社エナテクス

*PPA制度…

「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略。「第三者所有モデル」とも呼ばれ、PPA事業者と契約することで太陽光発電システム設備を初期費用ゼロで導入できメンテナンスもしてもらえる仕組みです。

申込メ
切
8/22
(月)

お申込みFAX送信先：北栄町商工会49-6006 北栄町環境エネルギー課37-5339

事業所名	参加者 氏名①
連絡先 TEL	参加者 氏名②
講師への質問： 1 1	

webフォーム



いただいた情報は、ロードマップづくり事業に関わる目的以外には使用しません。

共催：北栄町/北栄町商工会（工業部会・商業部会）

お問い合わせ：北栄町環境エネルギー課 0858-37-3116

運営：一般社団法人クラブヴォーバン

NPO法人ECOフューチャーとっとり

今年度のスケジュール（案）

時期	北栄町脱炭素ロードマップ作成		環境審議会	
	全体	個別内容	会議	内容
令和4年度 7月			7/25 環境審議会（1回目）	今年度計画等説明
8月	・状況把握 ・CO2排出量調査	・町民アンケート （1,000人対象） ・事業所ヒアリング ・脱炭素経営セミナー （8/30 事業所向け）		
9月	・将来ビジョン検討 ・目標検討	・町民アンケート結果公表 （町報、ホームページ等） ・各種意見聴取 （ワーキンググループ含む）		
10月		住民会議		
11月	・素案作成（11～1月）	住民会議 （ワークショップ）		
12月			環境審議会（2回目）	脱炭素RM中間報告等 ※環境基本計画見直しの 検討
1月	・素案完成（1月予定）			
2月				
3月		・パブコメ ・ロードマップ策定	環境審議会（3回目）	脱炭素RM完成報告等 ※脱炭素RMの進捗状況に 応じて開催を検討
令和5年度 4月				
5月			環境審議会（1回目）	（脱炭素RM完成報告等）

※状況に応じて、環境審議会の日程変更・追加開催、環境基本計画の見直し等について検討する。

新たな一般廃棄物処理システムの基本構想検討業務について《その1》

目的 中部地域に実装すべき新たな一般廃棄物処理システムの基本構想を検討

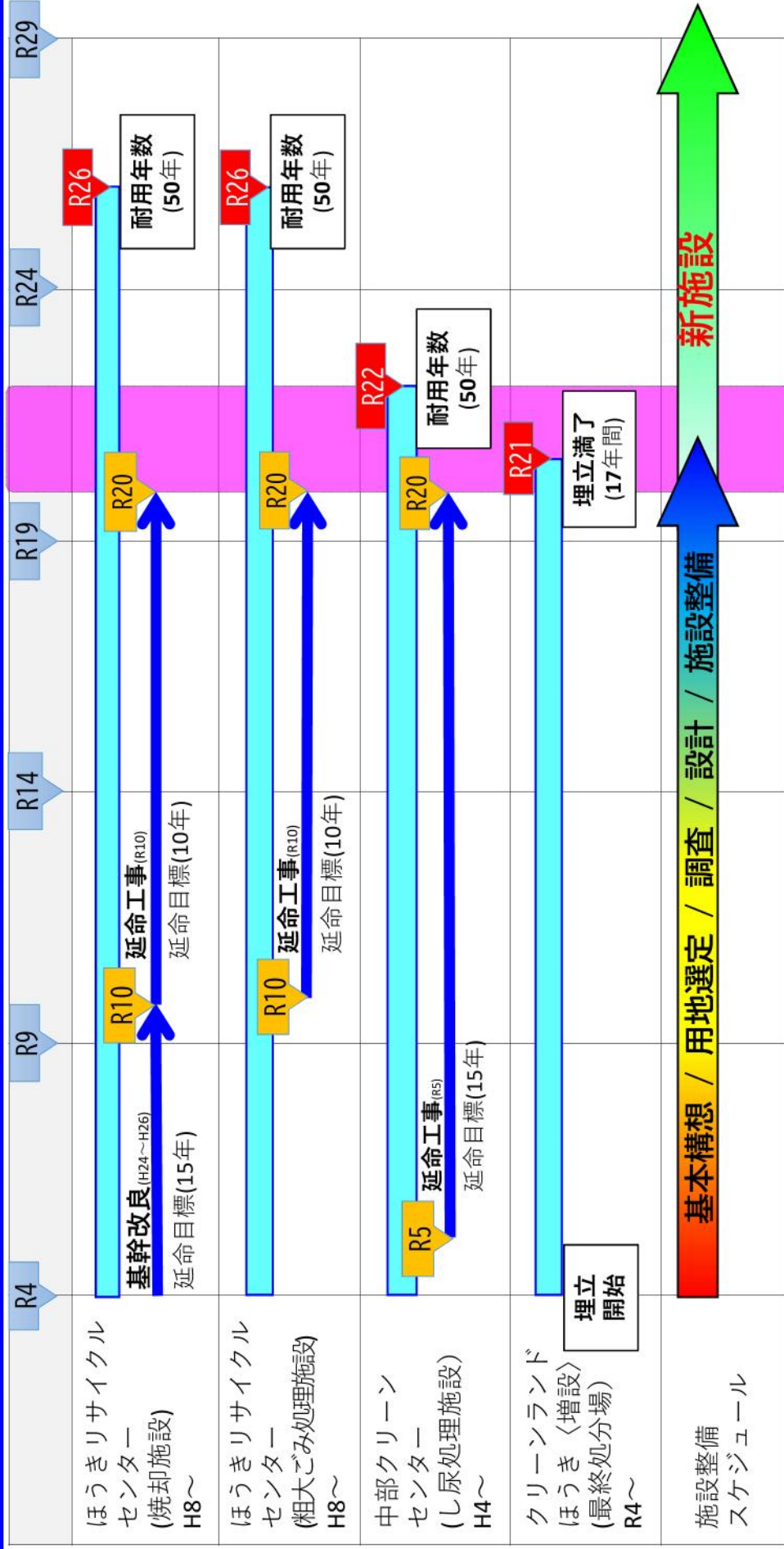
- 一般廃棄物排出状況の評価と課題の整理（ごみ・し尿汚泥の組成調査）
- 現施設の状況の評価と課題の整理（施設の健全度調査（精密機能検査））
- 今後の一般廃棄物処理システムの検討
 - ・プラスチック資源（容器包装プラ、製品プラ）の分別回収の具体的な対策の検討
 - ・カーボンニュートラル・脱炭素社会を実現するための新たな一般廃棄物処理（分別収集区分、処理体制、処理施設）の検討
 - ・ごみ処理施設を核とした地域産業振興や地域連携（地域循環共生圏）の検討
 - ・ケーススタディ、実現可能性調査、概算事業費の試算、メリット・デメリットの比較検討
- 基本構想とりまとめ
 - ・鳥取県中部地域が目指す一般廃棄物処理システムの方向性、施設整備基本構想、全体スケジュール

新たな一般廃棄物処理システムの基本構想検討の背景

- 《国の動き》
- 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を戦略的に進める。
 - 海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制の強化
 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（R4/4/1施行）
 - 前向きにプラスチック資源の分別回収・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力をする自治体を循環型社会形成推進交付金で支援
 - ※R4以降、容器包装プラ及び製品プラの分別回収が交付要件化
- 《中部地域の現状》
- ごみ処理基本計画において新たな中間処理体制の検討を行うこととしている。
 - ほうきリサイクルセンター（H8～稼働）、中部クリーンセンター（H4～稼働）は、老朽化が進行。また、メンテナンス入手法不能等の社会的耐用年数が近い。⇒ 施設の延命化・新設を検討し始める時期
 - クリーンランド増設部分はR21に埋立満了予定 ⇒ 新たな埋立地が必要

新たな一般廃棄物処理システムの基本構想検討業務について《その3》

一般廃棄物処理施設整備等に係るスケジュール（草案）



- 施設整備(用地取得含)事業は、完成までに**10年以上**を要する**大事業**(西部広域は13年間の計画を公表)
- R20年度頃 (17年後) に、各施設のイベントが重なり、**全施設を同時期に整備**する可能性がある。